

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年7月1日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	9,683,276円	-	-	当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
委託管理費(サイエンスプラザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年7月2日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,120,474円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年7月2日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	5,584,013円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年7月2日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,012,507円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年7月7日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	4,168,587円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

本部光熱水費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年7月8日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,083,172円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
平成26年度水道・下水道料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年7月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,156,516円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年8月1日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	11,289,308円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
委託管理費(サイエンスプラザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月6日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,198,632円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
JST専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月6日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	5,126,791円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水道料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月6日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,328,963円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館 後納郵便料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月6日	日本郵便株式会社 東京都千代田区九段南4-5-9	後納郵便を扱っているのは日本郵便株式会社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,273,021円	-	-	郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)であるため。	9	

平成26年度水道・下水道料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年8月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,879,588円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月13日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	4,361,030円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
本部光熱水費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月14日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,365,460円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
レイアウト変更 追加作業	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月22日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手先は、建物管理規約で指定された業者であり、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,069,200円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
レイアウト変更作業(8・7・6・5・3階)	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年8月29日	大星ビル管理株式会社 東京都文京区小石川4-22-2	契約の相手先は、建物管理規約で指定された業者であり、競争を許さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	2,430,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年9月1日	東京臨海熱供給株式会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	12,192,939円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
委託管理費(サイエンスプラザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月3日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。(会計規程第32条第4項)	非公表	1,337,376円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月3日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	5,118,939円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月3日	サイエンスプラザ管理組合 東京都千代田区四番町5-3	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,128,878円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月9日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	5,567,979円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
平成26年度水道・下水道料金	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年9月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1-7-2	当該地域で供給を行うことが可能な業者は同社だけであり、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,743,346円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
9階レイアウト変更工事	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月11日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手先は、建物管理規約で指定された業者であり、競争を許さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	10,260,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
本部光熱水費	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月11日	野村不動産パートナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-2	契約の相手方は立地条件によって選定された当該物件の管理会社であり、光熱水料についての支払は契約書上当該会社に対して行うため、競争に適さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	1,544,203円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
水冷モジュールチラー冷凍機の交換工事	独立行政法人科学技術振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町5-3	平成26年9月19日	株式会社大気社 東京都中野区中央1-38-1	契約の相手先は、建物管理規約で指定された業者であり、競争を許さないため。 (会計規程第32条第4項)	非公表	85,860,000円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」